

後水尾天皇の禁中御学問講

本 田 慧 子

一 はじめに

後水尾天皇が、歴代天皇中でも特に好学であったことについては、既によく知られていることである。⁽¹⁾しかし天皇が一定の日に毎に廷臣を禁中に集め、共に読書その他の学問を行なう「御学問講」と呼ばれるものが存したことについてはあまり注意が払われていない。「御学問講」は、例えば『泰重卿記』元和七年十一月十一日条に「禁中御学問講也」とあり、『資勝卿記』元和九年十月十七日条に「禁裏御学問カウニ伺公之由」、『中院通村日記』^(以下、通村日記と記す)同年十二月五日条に「依御学問講之日参内」とみえるように、式日に廷臣が参内し、天皇と共に読書などの学問を行なうものである。禁中における学問・諸芸稽古等の淵源は古くに遡る。とりわけ花園天皇の御学問は著名で、学問に対する姿勢や学問稽古の方法などは同天皇の宸記・宸翰により明らかに⁽²⁾なるが、当面問題となる後水尾天皇の時代のいわゆる禁中御学問講も、具体的にその内容をう

かがえるばかりか、その成立・展開を跡づけていくと、御学問講の推移と江戸幕府の朝廷対策とが微妙に絡み合っている事実⁽³⁾に気付くのである。本稿は、近世初頭における朝幕関係を念頭におきながら、後水尾天皇時代の禁中御学問講について考えてみたいと思う。

二 御学問講の式日と時期区分

後水尾天皇の時代における禁中御学問講の濫觴は、慶長二十年二月三日より始められた諸芸稽古に求められる。即ち同日の『通村日記』に「従今日為内々御稽古之事等、一月五日」とあり、次のように定められている。

三日御手習 九日当座御歌会 十二日御楽付読書 二十日御連歌
二十六日御手習

これより先、同年正月十三日の『泰重卿記』に「従禁中召参内、則二月ヨリ御稽古諸芸共ニ」とあるので、諸芸稽古は同年初より準備され、

二月三日から始められたことが知られる。そしてほぼこの日程に従って諸芸稽古が行なわれていることは、当年の諸家の日記等から確認でき。ついで『通村日記』元和二年二月十八日条によると、

三日御手習 十一日当座御歌会 十五日御読書 十九日御手習 二十七日御連歌

と改定されている。この改定が何によるか明らかでないが、このとき案の稽古が止められているので、その関係で式日の組替が行なわれたものであろう。ところがその翌年に二度目の式日変更が行なわれたらしい。

元和三年六月二日の『孝亮宿禰記』によると、

参関白殿、自禁中被仰出事有之、有職・学問・歌道・神楽・郢曲・管絃・能書等之事云々、条々有之、

とみえ、後述の如く御学問講の在り方に大きな変化が生じているが、このとき式日にも変更があったらしい。即ち『資勝卿記』元和五年正月二十八日条によれば、

二日有職 六日和歌 十日儒学 十三日楽・郢曲 十九日連歌 二十三日詩文学 二十五日歌学 二十七日聯句 二十九日詩

と式日が定められており、これは「去々年被仰出候処也、又改テ式日以下替申候也」とある如く、二年前に制定されたものを若干修正したものである。この二度目の式日変更による御学問講は、元和三年八月二十六日後陽成上皇が崩御したためしばらく開かれず、実際にこれらが始められたのは諒闇の明けた元和五年に入ってからであったと思われる。これ

を創成期に比較すると、科目数は全九科目、式日も九日と大幅に増えている。ところが元和七年十月十一日の『泰重卿記』に「禁中御学文講之式日、飯後早々伺公申候」とみえ、爾後禁中御学問講の式日は毎月五日、十一日、十七日、二十三日、二十九日となり、前回に比較すると再び月五回に減じている。しかも科目をみると、従来のように複数の科目ではなく、創成期にみられた「読書」の系統をひくものとなっている。

従って御学問講の在り方を式日を中心にして区分してみると、三期に分けることができるであろう。即ち第一期は慶長二十年から第二回目の式日変更の行なわれた元和三年六月以前、第二期は元和三年六月以降元和七年十月以前、第三期は元和七年十月以降となる。なお第三期の終末については、『泰重卿記』寛永六年五月二十八日条を最後に、以後御学問講の記事はみられなくなるので、一応同年十一月八日の後水尾天皇の讓位までと考えることにしたい。讓位後においても上皇を中心とした和歌会などが催されているが、第三期までとは性格を異にしており、別途に考えるべき問題と思う。

なお、禁中御学問講という語については、前述の通り元和七年を初見とするが、本稿では慶長二十年以降の諸芸稽古の会についても御学問講の範疇に入れて考えていく。後述のように慶長二十年に始まる諸芸稽古は、式日が定められていること、諸芸稽古のうち手習・読書についてはそれぞれ手習講・読書講とあること、和歌会についても御学問奉行がおかれ、また元和四年正月十三日の『時慶卿記』によると和歌御会始の形

式が略式化されて「常ノ講ノ時ノ如シ」と記されていることから、式日の和歌会を講とっていたことが知られるので、諸芸稽古を御学問講の範疇でとらえることは妥当であろうと考えている。

三 御学問講の内容

禁中御学問講の式日及び科目の変遷は以上の如くであるが、次に多様な内容を持つ御学問講について各期を対照しながらその実態を探ってみたい。

第一期の御学問講には御学問奉行がおかれ、式日に当っては奉行より講開催の通知が出される。当日奉行は早参して講の準備を行ない、人々が参集したところで天皇が出御し開講される。講は科目によっても異なるが、早朝より暮方までほぼ終日、時には夜半まで行なわれたようである。場所は御学問所が当てられている。ところが第二期に入ると第一期とは様相を異にしている。即ち元和五年正月二十八日、その開始に当り武家伝奏より「式日ニ御触なくとも伺公可申旨」(資勝卿記)が申渡されているように、第一期と違って講開催の通知は事前に出されておらず、それだけに式日が固定化していること、そのことはまたこの期の特徴の一つである。天皇の出御に関りなく開催されていることも無関係ではない。また第二期では主に清涼殿が使用されている。第三期も式日には変更なく行なわれているが、御学問講は再び天皇の主導のもとに行なわれるよう

になる。そのことは例えば元和九年の最初の式日に際し「今日始於禁中御学文講、無懈怠参勤可致之由仰言有之」(泰重卿記 元和九・二・五条)と天皇が開講の辞をのべ、年末には「予・高倉兩人召候伺公、白御服一ツ拝領也、忝事也、今度御学文講衆皆被下候由也」(同上 元和七・十二・二十七条)と賞与を賜わっていることにより明白である。なお第三期の開講場所は不明であるが、御学問所ではないかと推測される。

次に科目毎に講の内容を検討してみよう。まず和歌については、慶長二十年二月九日の当座和歌会始を例にとると、当日人々が御学問所南間に参集し、天皇の御学問所出御を待つて所定の座に着き、ついで予め通村等が相談にあずかって撰定した三十首の勅題が示され、上席者より次第にこれを探り、天皇及び近衛信尋・三条西実条は三首、公卿は二首、殿上人は一首をそれぞれ詠歌の後、読師・講師の役をきめ、披講の稽古が行なわれている(通村日記)。この日の詠歌は書陵部蔵『内裏御会和歌』(西号一三)に収められているが、それには「慶長廿年二月九日御稽古御当座、毎月九日御式日之由也」とみえる。さらに同書によると、同年三月九日にも「毎月御稽古之御当座」が三十首探題で行なわれたことが知られる。当時月次和歌会は兼題と探題が交互に行われるのが常であるが、御学問講の式日には探題による当座和歌会が続けて行なわれており、内々の稽古の会という性格をよく示している。ところで上記の二月九日の会で更に注目されるのは、「今日御製、乗獨之後召予於御前、御談合也、愚存少々申之、則令書付給、(三条西実条)三四大御談合也、予為御使於番所令

見之（通村日記）とみえる如く、通村は三条西実条と共に御製の相談にあずかっている点である。従来御製の添削には近衛信尹が当たっていたが、信尹は前年薨じているため、この年正月より通村がそれを受継いでいるらしい。しかしなお和歌御会始など公式の場における御製の添削には智仁親王が当たっているところをみると、通村等は公的な場合にはまだ憚るところがあつたのであろう。それだけにここで通村や実条が御製の相談にあずかっているのは、やはりこの期の和歌会が内々の稽古の場であつたことによると思われる。

つぎに第二期における和歌稽古を初回の元和五年二月六日の場合でみてみよう。同日の『資勝卿記』によれば、近衛信尋・九条忠栄以下の公卿殿上人が清涼殿に参集し、飛鳥井雅胤出題の「春色浮水」の題にて各々詠歌あり、懐紙を和歌奉行に提出のち散会している。『内裏御会和歌』にはこの日の詠歌が「御月次和歌」として収められており、以後この年の月次和歌会は当座と兼題が隔月毎に行なわれているのを見ることのできる。この第二期の和歌会を第一期に比較すると、まず行なわれた場所が従来の御学問所から清涼殿にかわっていること、第二に兼題と当座が交互に行なわれていること、第三に月次和歌会に与る和歌奉行がみられること、第四に詠歌のあと披講のないこと、第五に天皇の出御のことがみえないことなどが注目される。第一の点は和歌に限らず他の科目の場合もほぼ同様で、この期の特色の一つである。第二の点は月次和歌の常例であり、第三の点とあわせてこの期の式日の和歌会が月次和歌会

であつたことを示している。第四の点は当時の歌会において兼題の場合披講の行なわれないことが多いが、三月六日の当座和歌においても「無読上（資勝卿記）」とあつて、いずれの場合も披講や読上が行なわれていない。このことは第五にあげた天皇が出御せず、詠歌もないことと無関係ではないと思う。しかし和歌奉行に提出された懐紙が天覧に供されたのはいうまでもない。

第三期に入ると和歌は式日から除外されてしまう。もとより歌会が行なわれなかつたわけではなく、和歌はそれを家業とする家でなくとも、公家にとつて欠かせない教養であつたので、稽古そのものは月次和歌として清涼殿で続けられている。ところでこの期で注目されるのは、学問講の式日ではなくなる一方、第二期の式日の和歌会がさらに拡大されて三組に分けられている点である。即ち元和八年には「禁裏御歌会二日 実条・九日 光広・十六日 通村、三ヶ度御歌会可有之間、何レに成とも伺公可仕由御触候也」（資勝卿記、元和八・正・二十三条）と、三条西実条・烏丸光広・中院通村を師とする三組に分たれることになった。その組分け、詠歌の実際は『内裏御会和歌』によつて窺うことができる。

つぎに連歌については、『言緒卿記』慶長二十年二月十九日条に、連衆として

天皇 近衛信尋 西洞院時慶 四辻季継 阿野実頭 西洞院時直
山科言緒 滋野井冬隆 高倉嗣良 竹内孝治 土御門泰重 高倉永

慶執筆

が書立てられており、さらに書陵部蔵『賦物連歌』(南号四五)には同年三月十八日の「賦手何連歌」が収められていて、稽古の実際を窺うことができる。後水尾天皇は慶長十四年頃から屢々連歌会を興行しており、ここに書上げられた面々は、いわば当初からの常連であるが、師匠格の西洞院時慶(5)を除くと、いずれも四十歳以下の人々である。

第二期に入っても連歌においては大きな変化はない。『資勝卿記』元和五年正月二十八日の目録や、二月十九日の式日、あるいは『賦物連歌』の四月・六月分に見える人数は、上記の信尋・時慶・実頭・時直・孝治・嗣良・永慶の外に、日野資勝・阿野公福・久我通前・久世通式・姉小路公景・西坊城遂長等が加わっている。なお第二期の特色としては、和歌の場合と同様に天皇は人数外であったが、「主上にも切々出御にて御聴聞」(資勝卿記、元和五・二・十九条)になっているところが和歌会とは違っている点である。

第三期においては和歌会と同様に式日から除かれたが、連歌会自体はその後も続けられている。

聯句が科目に加えられたのは第二期であるが、聯句は和歌・連歌と共に御学問講の始められる慶長二十年以前から禁中において行なわれており、第一期においても式日外であるが屢々催されていた。第二期の御学問講においては天皇も聯句の人数の中であり、御学問所において行なわれている。その初回の稽古は『泰重卿記』元和五年二月二十七日条に、禁中御聯句御会有之也、予・公益卿・古澗・友林・利峯・寿洪・玄

光・承章等也、執筆光慶卿也、

とみえ、同七月二十九日の『鹿苑日録』には「詣禁中聯句御会、始于辰刻、未刻之終百句畢功」とみえる。又翌元和六年十一月二十七日の御会には、天皇及び西園寺公益・土御門泰重の外五山衆十二名、執筆日野光慶と記されていて(泰重卿記)、聯句の席には公家衆はわずかしみえず、五山の僧が夥しく加わっているのが注目される。聯句の席に連なるには漢字の素養が要求されるためであろう。なお和漢聯句もまた当時頻りに行なわれており、これら五山衆は慶長十七年頃より禁中において始められた和漢聯句会にも当初から漢衆として加わっていたのである。(6)第三期に入ると聯句は式日外となるが、禪僧を交えた和漢聯句会は頻りに行なわれ、讓位後もますます盛んに行なわれている。

有職は第二期に新たに加えられた科目である。『資勝卿記』元和五年正月二十八日条に、近衛信尋・九条忠栄・一条兼遐以下二十一名が人数としてあげられており、稽古の初回は二月二日である。人数の一人日野資勝の記すところによれば、当日清涼殿において前記の撰家及び武家伝奏広橋兼勝・三条西実条の兩名が談合の上、元日節会の習礼を行うこととし、この日の内弁役を信尋がつとめることを定め、更に以後式日毎の内弁の配役を書立てて天皇に奏し、紫宸殿において習礼を行なっている。外弁・陣官人・大外記役もそれぞれ参加した人が分担した。翌月も同様に節会の習礼が行なわれたが、知識不足による失態のあったことなども記されている(資勝卿記、同三・二条)。そもそも有職の知識は公家にとって必須

のものであるが、永い戦乱の時期を経て廃絶してしまつた公事も多く、その復興は当面の課題であつた。すでに幕府よりも公家の学問行儀のこゝと共「公事政之稽古可仕候由」(泰重卿記、慶長二)が申入れられており、元和二年歳末には踏歌節会の習礼があつたように、その都度稽古は行なわれていたのであるが、系統的に学習されるようになったのはこの期の特色といえる。しかし第三期には式日に入っていない。ただ有職学問稽古のことはこの後も行なわれている(資勝卿記、寛永三・六・十七条)。

手習は第一期にしか存在しない。その内容についてはほとんど明らかにならないが、月二回行なわれることになっており、事実何度か確認できる。その内容は『通村日記』慶長二十年二月三日条に「或草子等書之」とあるが、泰重が趙子昂の石摺を習っていること(泰重卿記、同三・二十六条)以外、その詳細を知り得ない。手習は早くから手習講と呼ばれて定着し(泰重卿記二十六条)、かなり熱心に続けられているのであるが、内容について知られることはわずかである。

楽及び読書については『通村日記』慶長二十年二月三日条に「御楽付読書」と記されており、なぜか読書は楽に付随して行なわれることになつている。その初回は同年二月十二日であつて、日中は読書が行なわれ、夕方から楽稽古が行なわれている(言緒卿記、通村日記、泰重卿記)。

楽は通村・言緒の記すところによれば、今出川・四辻・山科・持明院等楽を家業とする人々を中心に、他に伏見宮や地下の楽人が参加して行なわれている。御学問所の南庭に平張を構えて地下の座となし、堂上は

小椽に着座している。なお天皇は後に『御教訓書』の中で「琴笛などはいつれにても御心にあひ候物を御稽古ある事候」と記しているが、自身はここでは琴を習い、後々二条城行幸をはじめ楽御会では琴を演奏するのが常であつた⁽⁸⁾。ただ式日の楽稽古のことが諸記録にみえるのは初回のみで、翌月からは行なわれた形跡が窺えず、翌元和二年の改定に當つて科目の中から消えてしまつた。ところが第二期には再び楽・郢曲として復活するのであるが、初回の元和五年二月十三日に五常楽以下の稽古が行なわれていることと、六月の式日にも行なわれ、山科言総が人数の中であつたことが知られるのみで(言緒卿記)、詳細は不明である。

第一期の読書は御学問所で行なわれており、その内容については通村がその日記に「或学、或服、或源氏・伊勢物語見之衆アリ」(慶長二十)と記しているが、学・服の内容は明らかでない。この期の初回である二月十二日には、山科言緒は聯珠詩格、土御門泰重は毛詩と各自持参の書を読み、阿野実頭は通村に源氏を習っている。かように出席者は各自好みの書を読み、不明の箇所を他の出席者から手解きを受けるといふ場であつた。なお最初楽稽古と同じ日に行なわれることになつていた読書は、その後楽稽古が行なわれた形跡がないため、毎月十二日は実質上読書講日となつていたが、元和二年の改定に當つて独立している。

第二期においては読書という科目はなく、儒学・詩文学・歌学・詩などの講義が設けられている。即ち第一期の読書の場合「各別書見之」(通村日記、慶長二)という随意的な学問講究の形態をとつていたが、次第にその

ような運営方法を困難にしたためであらうか。例えば歌学・詩文学の場合、特定の書目について講師の講釈を聴くという形をとっている。即ち歌学の稽古式日には清涼殿において三条西実条・烏丸光広・中院通村の三人が和歌学文御請の衆に伊勢物語を講釈し(資勝卿記、泰重卿記、元和五・二・二十五条)、又詩文学の講座かと思われるものに、藤長老こと集雲守藤による黄山谷の講釈がある(泰重卿記、元和六・五・二十二条)。これらには天皇も出御、聴聞している。

第三期に至って御学問講は、第一期・第二期に存在した諸芸の部分を捨象して、読書学問のみになった。即ちその内容は「和物語書写、人々思々本写、或読書」(泰重卿記、元和七・十・十七条)であり、更にくわしくは、

早朝禁中御学文講伺公、四番目也、如常主上出御、栄花物語御校合也、予尚書点也、高倉山谷読書也、姉小路蒙求之不審共被相尋候、大形理申聞候、二人共満足之由被申候、

であって(同上、同・十・十七条)、同様の記事は『泰重卿記』のこの前後に屢々みられる。即ちこの期の学問講は第一期の読書講に相似して、銘々がそれぞれ読書学問をなし、不審の点を先学に質す場であった。

以上科目毎にその内容をみてきたのであるが、次に節を改めて構成員の面からもう少し各期の特色を整理してみよう。

四 御学問講の構成員

前節において学問講の概略と内容について述べてきたが、各期の学問

講の性格と大きな関りを持つものに構成員の問題がある。それらの一部は既に触れてきたところであるが、ここでは特にこの問題をとりあげ、具体的にみていくこととする。

まず第一期においては最初の式日である慶長二十年二月三日の『通村日記』に、

自辰刻参内、十二三人アリ、内々衆許也、但安倍泰重一人被召加之、過分之事也、御人数依日相違、

とみえ、『泰重卿記』同年正月十三日条に、

予ハ御読書・御手習・御連歌之御人数ニ被加也、衆・御歌会ハ重而望可申候也、

とあり、続いて同二月十二日条には、

内々望次第、於外様予一人也、数人望之候ヘトモ不叶候、

とあって、①構成員は御人数と呼ばれ、予め選定されていること、②御人数は科目により相違があること、③構成員は内々衆と呼ばれる人々が主であり、外様衆の参加は稀であること、④御人数に入れられなかった者も請願により加えられることもあるが、内々衆にあっては望み次第、外様衆では制限が厳しかったことが知られる。

以下科目毎の人数を些細にみると、まず手習では先にあげた『通村日記』の内々衆十二、三人と外様衆の泰重であるが、実際に確認できる内々衆は通村・高倉永慶・綾小路高有・白川頭成にすぎない(泰重卿記、元和二・八・三条)。和歌会の当初からの人数は、近衛信尋と、当時確認できる内々衆二十

余人の殆んどで、外様衆からは中御門宣衡^⑩一人が加わっている。ところが和歌は公家の教養の最たるものであったため、第一期の末には「禁中歌御会、内々不残、広橋大納言御月次毎度御理之由承候、外様衆ニハ冷泉父子・鳥丸父子・西洞院父子・転法輪大納言・日野父子、又中御門大納言等也、上ハ伏見殿・近衛殿・一条殿・聖護院殿御師弟・青蓮院殿・竹内殿也」^(泰重卿記、元和三三三、三八条)とあるように、内々衆は広橋兼勝を除いて全員が参加するとともに、親王・門跡をはじめ外様衆も多数加わることになっている。

連歌については前節で具体的に御人数の人々をあげておいたが、当初から西洞院時慶・同時直・竹内孝治・泰重など外様衆の参加が際立っている。これは連歌の席に連なるためには一応の基礎的な知識を必要とするが、一方連歌会の持つ性格が和歌会に較べてやや軽いことによるものではないかと思われる。慶長十九年十一月二十五日にそれまで禁中における連歌会の師匠格であった近衛信尹が薨じ、以後外様衆の時慶がその位置を継いでいるのもそのためであると思われる。

楽稽古は一度しか行なわれなかったが、内々衆の中、楽を家業とする人々を中心として、他に伏見宮及び地下の楽人が参加しており、地下の参加は他の学科にみられない特徴である。伏見宮は楽の家であり、邦房親王は当時五十歳、あるいは師匠格として招じられたかと考えられる。

読書講の人数は、近衛信尋と一条兼遐に、内々衆の阿野実顯・中院通村・高倉永慶・高倉嗣良等十余名及び外様衆の中御門宣衡と土御門泰重

である。

以上個別にみてきた結果は、先に一括して示した構成員の性格、とくに①と大筋においてかわらないことを裏付けるものであった。

ところで構成員を考える上で不可欠の問題は、天皇の参加の仕方であるが、第一期御学問講において天皇の占める位置は大きい。例えば「主上御脳氣ニヨリ御稽古之読書無之」^(言緒卿記、慶長三二、四・四・十二条)、「禁中御読書御稽古御人数之内、彼此致伺公候、乍去主上無出御退出仕候」^(泰重卿記、元和二・三三・十五条)、「御手習講之故禁中致伺候、御惱之故退出候」^(同上、同三三、三)と、天皇が病氣その他で出御しない時は御学問講の行なわれていないことから明らかである。

従って第一期御学問講の構成員を改めて整理すると、①天皇と内々衆が中心であり、外様衆からは選ばれたわずかな人々が加わっているにすぎない。②なおこれらの人々の年齢は和歌を別にするに概ね四十歳以下である。③又近衛信尋・一条兼遐がその席に姿をみせるのは、二人が天皇の同腹の弟であることによると思われる。

第二期においては、第一期が内々衆を中心に御人数が指定されていたのに対し、「未刻ニ参内、諸芸稽古之儀、広橋内府、三条新大納言両伝奏ヲ以被仰出候也、九条殿・近衛殿・一条殿御参内也、諸公家不残伺公也」^(寶勝卿記、元和五正、二八条)と撰家・内々・外様の別なく、又「諸公家老少不残」^(同日条)と公家全体が対象とされることになった。先にも述べた如く科目は九科目となり、人々は、「九色之内ハ、二色、三色人々心次第ニ御請申、則名乗加也」^(同上)と、銘々の好むところに従って二科目、三科目宛選択

五 御学問講の成立と意義

慶長二十二年に禁中御学問講は始められたが、その科目にみえる手習・和歌・連歌・楽及び読書は、それ以前から禁中において行なわれていなかったわけではない。例えば和歌会・連歌会は即位以前から親王御所において行なわれており、即位後も禁中において月次和歌会をはじめ楽稽古も行なわれていた⁽¹¹⁾。同じく大学・古文真宝あるいは蘇東坡などの講積も行なわれており、ここには公家衆も参内、聴聞していたのである。従って御学問講はこのような御会や講積を母胎として成立したと考えられるが、従前のそれらと明らかに区別されねばならないのは、式日・科目が定められ、参加者に資格制限があるからである。事実御学問講が始められた後においても、式日以外に論語や源氏物語など個別の講積は頻りに行なわれ、月次和歌会も別に行なわれているのである⁽¹⁴⁾。それならば慶長二十二年に御学問講が始められた意味はどこにあるのであろうか。

御学問講の創始にはいくつかの要因を考えることができる。まず内的要因からみると、後水尾天皇は当時二十歳であるが、はやくより後陽成天皇の好學、母近衛前子の教育熱心に加え、当代の文化人である叔父智仁親王や伯父近衛信尹^三等との交わりの中で、学問教養においても啓発されるところがあつたのであろう。天皇は、和歌・連歌の手解きを信尹に受け、信尹の薨後は御会始等の和歌の添削を智仁親王に請うている

(通村日記、慶長二十二年正月六条、同、正、十八条)。又より日常的に内々衆として近侍する人々の中に、三条西実条や阿野実顕・中院通村など当時少壮気鋭の学者があつたことも少なからず影響したと思われる⁽¹⁵⁾。好學の資質を承けた青年期の天皇がこのような環境の中で、従来の如き単なる講積聴聞や月次和歌会ではあきたらなくなり、自らと近臣の学問教養のための修練の場を設定することを考えたのはごく自然なことであつたと思われる。前年暮に信尹を失なつた天皇は、日常の和歌の添削を通村に申付けている(同上、同、六条)のなどは、近臣等と気軽に学問教養を深めようと思つたためであらう⁽¹⁷⁾。

しかし御学問講の創設が天皇の内的要求によつてのみ始められたとはいえないから、次に外的要因を考えてみよう。当時天皇をとりまく環境の中で忘れてならないものに、幕府あるいは徳川家康との関連がある。御学問講の始められた慶長二十二年は、大坂冬・夏の両陣を経て徳川幕府の基礎が確立し、同年七月十七日には「禁中並公家諸法度」を制定して、朝廷・公家に対してもその緊縛・干渉を一層深めた年である。その「禁中並公家諸法度」の第一条は、

一、天子諸芸能之事、第一御学問也、不学則不明古道、而能政致太平者未有之也、貞観政要明文也、寛平遺戒、雖不究経史、可誦習群書治要云云、和歌自光孝天皇未絶、雖為綺語、我国習俗也、不可棄置云云、所載禁秘抄御習学專要候事、

と定められている。禁中御学問講の創始はおそらくこれに対応したものであろう。しかし法度が定められたのは七月十七日であり、更に諸公家

が禁中においてこれを頒たれたのは同月三十日のことである。御学問講の開始はこれより約半年先行していることになるので、それらを関連づけるのは時間的に無理のように考えられそうであるが、御学問講の始められた慶長二十年二月という時点において、朝廷では近く法度が出されること、のみならずその内容の大体を察知していたと思われるから、必ずしも無関係とはいえないのである。即ちこれより先、家康は公家の学問行儀については屢々申入を行なってきた⁽¹⁸⁾、慶長十八年六月十六日には「公家衆法度」を制定していたが⁽¹⁹⁾、「禁中並公家諸法度」についても、既に前年四月崇伝が京都所司代板倉勝重に宛てて「撰家中・諸公家・諸門跡并諸寺社為永代御法度共可被仰定御内意」^(本光国師日記、慶長十九・四・五)を送っており、ついで同月家康は將軍秀忠の女和子入内の内旨を伝える勅使伝奏広橋兼勝・三条西実条に対し、「公家中之法式為糺定、諸公家之記録皆書写可有之旨」^(駿府記、慶長十九・四・二十)を伝え、法度制定の資料となるべき記録の書写を行なわせている^(言緒卿記・駿府記、同・十・二十七)。加えて公家衆に古今礼儀式法の異同を録上せしめ^(駿府記、同・十・二十三)、その上大坂冬の陣に和議をすすめた勅使に対し、これを断る一方で、親王・准後の座次及び公家の官位昇進について議することを申入れ^(言緒卿記、同・十・二十五)、更に大坂より凱旋した家康は十二月二十八日参内し、禁中の礼法儀式等につき諸公家と談合している^(大坂冬)。これらが全て法度制定のためであることは、諸法度の条項をみれば瞭然である。従って御学問講の創始が慶長二十年二月であったと

しても、それを諸法度制定の動きに対応させて考えることは不自然ではない。その点は後述する第二期の御学問講のあり方をみるとさらに具体的になる。

さらにこの点を構成員のあり方からみていくならば、第一期の御学問講には当時確認できる内々衆の殆んどがいずれかの科目の人数として稽古に励んでおり、中には高倉永慶の如く全五科目に出席する者もあり、中院通村・高倉嗣良等も四科目に名を連ねている⁽²⁰⁾。ところが伝奏広橋兼勝は内々衆でありながら、息総光と共に諸芸稽古のいずれにも姿をみせていないのである⁽²¹⁾。第一期の末に和歌会には内々衆は残らず参加することになった時にも、兼勝は参加を断っている^(泰重卿記、元和三・三・八)。単に高齡^(五十)のためかも知れないが、他に理由があつたのかも知れない。兼勝は幕府草創期より武家伝奏をつとめ、この後元和五年女御入内問題に關し、その幕府寄りの姿勢が天皇の批難を受け、公家の怨嗟をかうことになる人物である^(泰重卿記、元和五・九)。しかも家康と昵懇の日野輝資^{唯心}の弟でもあるから兼勝自身憚るところがあつたのではなからうか。もう一人の伝奏三条西実条も第一期の御学問講には殆んど参加していない。唯一の例外は和歌会であるが、これは比較的若い人々の中にあつて師匠格として参加したのであろう。このように考えられるならば、御学問講の創始と「禁中並公家諸法度」とは関係が深いとみることができ、さらにそのことは第二期において御学問講が伝奏の支配するところとなることによってより明確になる。

第二期に至って御学問講は第一期と異なり科目数が大幅に増え、しかも公家衆全体に拡げられた。それはやはり「禁中並公家諸法度」の第十條、

一、諸家昇進之次第、其家家守旧例可申上、但学問有職歌道令勤学、其外於積奉公勞者、雖為超越、可被成御推任・御推叙、(中略) 螢雪之功不可棄捐事、

と無関係ではない。第一期は主として天皇の学問教養の場であったのに比較して、第二期は公家衆全体の教養や実務的な知識を高める意味合を持つていることも、この条項に照合すれば首肯されるのである。もっとも有職という科目が新たに設けられ、ここでは節会の稽古が行なわれていることについては次のような経緯もあった。即ち諸法度制定以前の慶長二十年五月、幕府より公家衆行儀法度のことが申入れられ、両伝奏が禁中において諸公家に意旨を申渡しているが、その中に「公事政之稽古可仕候由」(泰重卿記、慶長二)が謳われていたのである。実際江戸時代初期にあつては、有職に限らず、学問芸能も細々と相伝してはいるものの、例えば中院通勝などからみるならば「当時諸道零落可哀」(慶長日件録、慶長八・五・二十三条)という状態となつていたのであつて、ここに公家全体のための教養あるいは実務知識の修練の場を与えられたことは有意義であり、それなりの成果をあげたことと思われるのである。

さて、第二期のもう一つの大きな特徴は、天皇が必ずしも出席されるとは限らなくなり、かわつて武家伝奏が大きな権限をもつようになるこ

とである。即ち元和五年正月二十八日諸公家残らず参内し、両伝奏より諸芸稽古のことが申渡され、それぞれ選択した科目に名字を書加えたのであるが、その際伝奏は「式日ニ御触なくとも伺公可申旨」(寶勝、)「無懈怠之様ニト急度以両天奏被仰出候」(卿記)と厳しい態度で臨んでいる。そして事実伝奏広橋兼勝は、自らは人数に加わらないにもかかわらず、例えば有職の稽古においては、その席に出て摂家と共に運営方法について談合をしている(寶勝卿記、元和五・二・二条)。「禁中並公家諸法度」には、

一、関白・伝奏並奉行職事等申渡儀、堂上・地下之輩於相背者、可為流罪事、

という条項もあり、先にあげた条項と合わせて賞罰両面から規制を受けることになった。このように御学問講の運営に伝奏が表面に出てくることは、同時に天皇の出御如何に関らず開催されていくことにもなる。

ところが、こうして公家全体によつてはじめられた第二期の御学問講は、元和六・七年になると、和歌会・聯句会を除いて殆んど記録にあらわれなくなつてしまふ。その理由はいま俄かに断言はできないけれども、元和六年六月十八日將軍秀忠女和子の入内によつて公武間の緊張が緩和されたことと無縁ではないと思う。即ち前年九月女御入内問題に絡んで公家衆の処罰が行なわれ、天皇は讓位の意向を示すなど、朝幕関係は極度の緊張状態を呈していた。しかし六年に入内が行なわれたことによつて一時の静穏が得られたのである。そのことは御学問講のあり方にも影響を及ぼしたことと思われる。つまり公家の学問行儀について細か

く干渉し、規律を匡すことや、御学問講を通じてそれを間接的に監視する意味が少なくなってしまうたのである。こうして大規模な構想をもって始められた第二期の御学問講は、状勢の変化によって目的を失ない、なしくずしに行なわれなくなってしまうたのではないだろうか。そのところが第三期の御学問講の開始を促す要因ともなったように思う。

第二期において公家全体に拡大された御学問講は、第三期に入ってから再び天皇と近臣中心の私的な学問の場に縮少される。そこにはもはや武家伝奏の介入はなく、互いに気心の知れ合った人々が式日に参内して記帳し、天皇と共に銘々好むところ、あるいは学力相応の読書を中心とした学問をなし、不審の点は同席の先学に質す会合になっている。教養的な和歌・連歌・聯句もこの時期行なわれてはいるが、それらは御学問講の席で行なわれるのではなく、例えば和歌の場合、先にみた如く三条四実条・烏丸光広・中院通村の三人を師とする「禁裏和歌御稽古御会」(資勝卿記、寛永二二・二二条)として独立して行なわれ、天皇も毎月いづれかの会に御製を詠んでいる(内裏御会和歌)。このように第三期の御学問講は教養的な諸芸稽古を除いて、内容からも構成員からいっても真に学問講にふさわしいものになり、月五回の式日には怠りなく続けられている。ところが、その御学問講の席では、

御学文講也、早々伺公、今日御談合之事有之也、左府・中院・阿野・子四人御前侍、勅定之趣被仰聞、忝御事也、人々愚意共申上畢、於常御所三人共銀子三枚ツ、拝領(泰重卿記、元和七・十二・十二条)

と、内密な談合が行なわれることもあったのである。その内容については全く知ることができないが、翌日それを知らされた女院が驚くような大事であったらしい。先にみた如く、この時期において天皇の近臣グループは、天皇と共に学問に励む一方、常に天皇の側近にあって折々に生ずる問題を処理するため談合を重ねていたようである。それは既に女御入内問題においてもみられたことであるが、この後寛永六年十一月八日後水尾天皇の突然の譲位の際に顕著に示される。⁽²²⁾ 例えば広橋兼勝の薨じた後を承けて禁裏の推薦によって武家伝奏となった中院通村は、事前に譲位のことを関東へ知らせず、ために所司代の謹責を受け(泰重卿記、寛永六・十二・一条)、更に翌年「武家へ之御相口ニ無御座候」(永七・九・十四条)として武家伝奏を罷免されてしまうのである。

六 おわりに——上皇の公家衆勸学——

寛永六年十一月八日の譲位後、上皇自身の御学問講に関する史料は確認できない。譲位の際に示された近臣等の結束から、第三期の御学問講の席で近臣等と共になされた談合が疑惑を招き、上皇や近臣等の行動に対する幕府の監視が厳しくなったためかも知れない。また上皇自身学ぶ立場から教える立場へと変化しつつあることや、関心の推移もあったと思われる。しかし上皇は、禁中における諸芸稽古に無関心であったのではない。むしろ若い公家に対し学問の場を設定する必要を痛感されてい

たようである。そのことは寛永八年禁裏の和歌御会に対し、上皇自ら殿
しい掟を定めていることから窺われる。『孝亮宿禰記』同年正月二十
九日条によると、

一、毎月廿四日御月次之和歌各可有持参事、

一、十六人之衆兩人ツ、伺公被申、詠進候懐紙短冊請取可被集之

事、

一、自然懈怠於有之者、後日可有催促事、

一、催促及三度猶以不詠進之時、召寄禁中及和歌出来之期可有禁足

事、

一、右之掟相違之時、当奉行兩人可為曲事、

の五ヶ条が定められているのがそれである。ここには若い公家と限定し
てはいないが、ついで同年四月六日の仙洞における当座和歌会は、上皇
と通村を中心に、その他堯然・道晃兩親王、飛鳥井雅章、烏丸資慶等が
参加しており、これは、「若衆稽古御会」と呼ばれている(近代和歌)。この
会は上皇の肝煎りで始められているが、竜谷大学蔵『後水尾院勅点和
歌』²⁴によると、これらの人々はこの後も上皇の添削をうけ、さらに前記
の四人は上皇より古今伝授を受けている。²⁵しかし先の稽古御会のこと
以後史料にみえない。あるいは同年十一月十七日諸家に下された法度の
せいであるかも知れない。その条々は、「一、師匠相定可有学問事、一、
不叶儀候而自然神社仏閣へ参詣之時者、伝奏へ可被相届事、一、四十歳
已下之衆参会停止之事、以上三ヶ条、此外タイウス・式日御会等之事也」

(本源自
性院記)である。

ところで翌九年正月より禁裏における月次和歌会が、十七・二十四・
二十六の三日間行なわれることになった(時慶卿記、寛永九・正・十七条)。これまで月一度
であった月次和歌会が三度になっていること、さらにこの会には撰家・
親王・門跡より公卿・殿上人まで老若残りなく参加しているが、四十歳
になると非衆となり、御人数は二首ずつ、非衆は一首ずつを詠むことにな
って、歌数に差のあることなどからみても、²⁶三度の月次御会が四
十歳未満の人々の和歌稽古のためという性格をもっていたとみることが
できる。

上皇が公家の教養を高めようとされたのは和歌に限らない。「三度
ノ和歌御会ノ外、家々之業可被仰付と思召」され(資勝卿記、寛永十一・九・四条)。「陣儀
御座候時作法不沙汰ニ候て、奉行職事奏聞などの作法シタフクニ候て如
何ニ候間、五撰家方御参候て御覧候て、悪処ヲハ被仰付候様ニとの義
候、又御会などにも御伺公候て、哥なども公事役ノ様ニ不仕、吟味仕
候て稽古ニ成候様ニとの義、時ニハ読上講師ヒカウなども御さ候て、
稽古ニ罷成候様ニとの義、²⁷是も作法以下嗜申候様ニ被仰付候様ニとの義」
(同上、同・九・三十四条)、及び「公家衆哥之外ニ学文其外相嗜被申候様ニトノ義」
(同上、同・九・三十三条)を仰出されていることからそのことは知られる。さらに寛永十
五年には公家衆に禁中において学問をなすことを懲憑している。即ち
『資勝卿記』同年十一月二日条には、

職原抄 公事根源 神皇正統記 日本紀 伊勢物語 源氏 左衣

枕草紙 続日本紀 和漢朗詠 詠哥大概 百人一首 大鏡 水鏡
増鏡 大和物語

の書目が書上げられ、「若キ衆」に「此中一部ツ、いッマテモかゝり、不審ヲモアトヲシ覚候様ニト」促しており、上皇自身平松時興の書目の選択に助言したり(時慶卿記、同、十二日条)、翌年八月には、

今日禁中へ諸公家被参上云々、去年被仰出詩歌以下諸本共、仙洞有御幸而少々被聞食云々、極薦藏人源俊治などへ伊勢物語被読之云々、予内々承分、柳原大納言業光者職源抄、土御門中務泰広などへ

日本紀也(中原以永記、寛永十六・八・二十条)、

とみえるように、積極的にその会に臨幸して読書の様子を見届けている。右にみた読書の際の若キ衆の範囲については、職原抄を読んでいる柳原業光が四十五歳で最年長者であることからみて、先の和歌会でみた四十歳以下の人々と大差ないであろう。又書陵部蔵『実条公遺稿』には、同じ寛永十六年のこととして、「於禁中仙洞仰ニ、禁裏和歌月次御会也外、別而稽古之人数被相定而、本廿四日の御当座の日被見也」と、実条をはじめ和歌指南の人々に対し、種々出題の上、稽古させることが要請されている。

このように上皇は若い公家衆に教養を高めさせるためいくつの方策を講じ、ときに率先して彼等の指導に当ると共に、院北面の中の四人を横見となし、和歌会などに不参の者に対しその理由を穿鑿させ、和歌会への参加を求めている(資勝卿記、寛永十一・十二・二、十八条、同、十二・十七条)。

しかし一方上皇がこのような場を設定したとはいえ、所司代ひいては幕府の意向を無視して事を行なうことは出来ず、諸事は摂政に諮り、武家伝奏を通じて所司代の意見を徴し、その上で「仙洞ヨリノ仰出」として諸家に伝えるという迂回した経路を通らねばならなかった点にも留意しておきたい。先に述べたように、仙洞における若衆稽古御会の中止は同年に出された法度によると思われるが、その法度は、「板倉周防守内々申入」(本源自性院記、寛永八・十一・十六条)によるものであった。禁裏和歌御会に対する五ヶ条の掟も「自院御所以両伝奏被仰出条々」(孝亮宿、編記)とあり、家学の振興等についても、武家伝奏を通じて所司代の意見を徴している如く(資勝卿記、寛永十一・九・四)、上皇の勸諭も伝奏、所司代ひいては江戸幕府の意向を無視して実行に移すことは出来なくなっていたのである。

しかし右にもみた如く、このような制約の中にあつて、なお上皇自身が積極的に禁中において諸芸稽古を公家に求めたのは、後水尾天皇の譲位のあとを承けて即位した明正天皇が幼少であり、しかも女帝であったことにもよるであろうが、それ以上に上皇自身の御学問講の体験に由来すると考えられる。例えば寛永二十年八月二十七日、元服・受禪を間近に控えた紹仁親王後光明天皇の和歌稽古のために、仙洞において和歌御会が催されている(卿記)。また後光明天皇に宛てて記したと思われる『後水尾天皇御教訓書』(27)の中には、

一、御芸能の事ハ禁秘鈔ニ委く載られて候へとも、今の世に候へハ、和歌第一ニ御心にかけられ、御稽古あるへき事にや、先和国

の風義といひ、近代ことにもてあそはるゝ道也、御手習又御油断あるましき事にや、職方へたとくしからざる程に候へてハ不叶御事候歟、漢才又いか程の御事にても不飽足候歟、琴笛などはいつれにても御心にあひ候物を御稽古ある事候、

とあって、和歌・手習・有職・漢学・楽の教養を身につけることを論じているところにも、御学問講の体験が生かされているのをみることが出来る。

この外にも上皇が皇子女や公家衆に学問諸芸稽古を奨励し、上皇自身歌学や有職の講釈を行なった例は多くみられるが、それらの点は上皇の好学一般と共に先学の研究に詳記されているので、もはや触れる必要はないであろう。天皇在位中の御学問講の実態を明らかにしようとした本稿は、これをもって筆を擱くことにしたい。

註

- (1) 和田英松「皇室と文学」(『皇室史の研究』所収)、辻善之助「後水尾天皇宸翰御訓誠書」(『皇室と日本精神』所収)、中村直勝「後水尾天皇御紀」、是沢恭三「後水尾天皇とその周辺の文化」(『後水尾天皇とその周辺』所収)、但し御学問講についてのまとまった記述は殆んど見当たらない。
- (2) 書陵部刊コロタイプ『花園天皇宸翰集』解題。
- (3) 手習講という語は『泰重卿記』慶長二十年六月二十六日条、同閏六月二十六日条などにみえ、読書講は『泰重卿記』元和元年八月十二日条、同十月十二日条にみえる。
- (4) 『通村日記』慶長二十年二月九日条
- (5) 元和四年十一月七日榎並賢隆より連歌手爾於葉奥義の伝授を受けている

(京都大学所蔵平松文書二二二)。

- (6) 奥田勲「連歌作品年表稿」(『東京大学教養学部』人文科学科紀要』第三二輯) 参照。

- (7) 東山御文庫蔵「後水尾天皇御教訓書」二通(『宸翰集』六一六一)。帝位に就くべき皇子に宛てて心得の条々を記したものである。なお辻善之助「後水尾天皇宸翰御訓誠書」(前掲) 参照。

- (8) 『寛永行幸記』寛永三年九月七日・八日条など。

- (9) 時代は下がるが、幕末に一条家の諸大夫であった下橋敬長の『講演筆記―朝廷の実務と儀礼』(書陵部蔵) に
内々・外様
清華堂上、凡て内々へ出ると外様へ出ると、家に依ってきまつて居ります、(中略) 内々には内々番所があり、外様には外様番所があり、此の両番所の内から、近習も出られます、(中略) 非役の方は、皆内々外様へ詰められます、尤も月に六箇度の御勤めです、

とみえるが、このことは幕初も幕末も大綱において変りはない。ただ幕初においては摂家を除く全ての公家がいづれかに属しており、外様より内々に加えられる者あり、故あって内々より外様に移る者もあって、なお流動的で、幕末の内々外様の家とは大きく異なっている。ところで慶長二十年当時の内々衆の人数は『言経卿記』慶長十二年二月二十日条、『言緒卿記』慶長十八年十月二十日条、『時慶卿記』同二十二日条に拠って二十七・八人と推定される。

- (10) 中御門宣衡を外様衆とは俄かに断定できない節もあるが、父資胤が元和七年より内々衆となっていることから、ここでは一応外様衆に数えておく。
- (11) 例えば和歌会については『時慶卿記』慶長十五年四月二十五日条、連歌会については同記慶長十四年三月十三日条など。
- (12) 『内裏御会和歌』、『通村日記』慶長二十年正月二十一日条
- (13) 『言緒卿記』慶長十七年四月十日条、同八月十日条、十八年八月十日条など。

- (14) 論語は『泰重卿記』元和元年七月二十八日条、源氏物語は『通村日記』元和二年四月二十九日条、三昧詩は『泰重卿記』元和二年八月十七日条など。
- (15) 『内裏御会和歌』、『言緒卿記』元和三年正月二十日条
- (16) 井上宗雄『中世歌壇史の研究』、同「也足軒・中院通勝の生涯」(『国語国文』四〇—一一)参照。
- (17) 『通村日記』慶長二十年三月十五日条に「手習五字以上無分限、和歌一首読書々物之間一枚等日課也」とみえる。このことは諸芸稽古にも影響を及ぼしているかも知れない。
- (18) 『三藐院記』慶長十五年三月十一日条、『言緒卿記』慶長十七年六月七日条、同八日条
- (19) 『徳川禁令考』一、第九章
- (20) 『通村日記』慶長二十年二月九日条、『言緒卿記』同年二月十二日条、同十九日条、『泰重卿記』元和二年八月三日条など。
- (21) 前掲諸記録及び『内裏御会和歌』・『賦物連歌』
- (22) 『泰重卿記』元和六年正月八日条、同二月二十六日条
- (23) 『泰重卿記』寛永六年十月十五日条、同三十日条、十二月二十二日条、『時慶卿記』同年十一月八日条
- (24) 宗政五十緒「江戸時代前期における宮廷の和歌」(『竜谷大学論集』四四—号)参照。
- (25) 堯然親王・道晃親王・飛鳥井雅章は明暦三年二月、烏丸資慶は寛文四年五月。
- (26) 『資勝卿記』寛永十年九月二十四日条、同十一年正月二十四日、十二月二十四日条
- (27) 註(7)参照。